

### Ⅲ 使用した調査票

---



# 人権問題に関する県民意識調査

日頃から、県政に対するご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

群馬県では、人権の尊重という観点から、女性、子ども、高齢者、障害のある方、同和問題など、県民の人権を守るため、さまざまな人権問題に対する取り組みを進めています。

この度、人権問題の取り組みの一環として県内在住の方3,000人を対象として、「人権問題に関する県民意識調査」を実施することになりました。

調査結果は、すべて統計的に処理され、調査の目的以外に使用することはありません。

つきましては、ご多忙のところ、大変恐縮とは存じますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和4年11月

群馬県知事 山本一太

ご記入にあたってのお願い

- ・封筒の宛名の方、ご本人がお答えください。
- ・質問番号順に、全部の質問にお答えください。
- ・一部の方にお答えいただく質問もございますが、その場合は、「……とお答えの方に」といった指示に従ってお答えください。
- ・この調査は無記名で行っており、個人の秘密は固く守り、ご回答いただいた個人の特定等は一切行いません。

## ■調査票に記入して回答する場合■

- ・お答えは、あてはまる回答の番号に○印を付けてください。
- ・回答数は（ ）内の指示に従ってください。
- ・「その他」に○を付けられた場合は、（ ）内にその内容を具体的に記入してください。
- ・ご記入が済みました調査票は、お手数ですが、同封の返信用封筒（切手不要）に入れて、

**12月9日（金）**までにポストにご投函くださいますようお願いいたします。

## ■インターネット用回答ページから回答する場合■

- ・パソコン、スマートフォンを使い、次のいずれかの方法でアクセスしてください。

①下図のQRコードを読み込む。



②直接、次のURLを入力する。

[https://s-kantan.jp/pref-gunma-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=10194](https://s-kantan.jp/pref-gunma-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=10194)

**12月9日（金）**までに送信してください。

お問い合わせ

- ・この調査に関するお問い合わせは下記までお願いいたします。

群馬県生活子ども部生活子ども課 人権同和係

電話：027-226-2906(直通) / 027-223-1111(内線 2906)

(受付時間：平日 8:30～17:15)

## 最初に、あなたご自身のことについて

F 1 あなたの性別についてお聞かせください。

- |       |       |          |
|-------|-------|----------|
| 1. 女性 | 2. 男性 | 3. 選択しない |
|-------|-------|----------|

F 2 あなたの年齢は、何歳ですか。

- |            |            |            |             |
|------------|------------|------------|-------------|
| 1. 18～24 歳 | 4. 35～39 歳 | 7. 50～54 歳 | 10. 65～69 歳 |
| 2. 25～29 歳 | 5. 40～44 歳 | 8. 55～59 歳 | 11. 70～74 歳 |
| 3. 30～34 歳 | 6. 45～49 歳 | 9. 60～64 歳 | 12. 75 歳以上  |

F 3 あなたの職業は、次のどれにあてはまりますか。（○は1つだけ）

- |  |
|--|
| 1. 農林漁業（農林漁業の業主、及び家族従事者）               |
| 2. 自営業（商工サービス業、土木建築業、自由業などの業主、及び家族従事者） |
| 3. 公務員、教員                              |
| 4. 勤め人（企業、各種団体に勤めている者）                 |
| 5. 臨時、パートの勤め（3. ～4. とは無関係に臨時・パートの人）    |
| 6. 学生                                  |
| 7. 家事専業                                |
| 8. 職業に就いていない                           |

F 4 あなたのお住まいの地域は、どちらですか（○は1つだけ）

- |   |
|---|
| 1. 県央地域（前橋市、伊勢崎市、玉村町）   |
| 2. 県西地域（高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町）                         |
| 3. 県東地域（桐生市、太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町）                        |
| 4. 県北地域（沼田市、渋川市、榛東村、吉岡町、中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町） |

## 人権全般について

問1 わが国の憲法では、基本的人権（人間が生まれながらにして持っている権利）を守るため、いろいろなことを定めています。個人の尊重、幸福追求の権利、教育を受ける権利、勤労の権利などです。あなたは日本の現実をみて、基本的人権が守られていると思いますか。（○は1つだけ）

- |                  |                    |
|------------------|--------------------|
| 1. よく守られていると思う   | 3. あまり守られていないように思う |
| 2. だいたい守られていると思う | 4. わからない           |

問2 人間はみんな幸せに生きていく願い、権利をもっています。この人権が不当に傷つけられることを差別といいます。あなたは、今、人権や差別問題に関心をもっていますか。（○は1つだけ）

- |             |              |          |
|-------------|--------------|----------|
| 1. かなり関心がある | 3. あまり関心がない  | 5. わからない |
| 2. 少し関心がある  | 4. まったく関心がない |          |

問3 あなたやあなたのまわりの人が、次のような差別や人権侵害を受けたことがありますか。（○はあてはまるものすべて）

- |                       |                          |
|-----------------------|--------------------------|
| 1. 女性や男性に対する差別        | 8. ハンセン病元患者に対する差別        |
| 2. 子どもへのいじめ・虐待        | 9. 新型コロナウイルス感染者に対する差別    |
| 3. 高齢者に対する差別          | 10. 犯罪被害者に対する人権侵害        |
| 4. 障害*のある人に対する差別      | 11. SNSを含むインターネット上での人権侵害 |
| 5. 同和問題に関係する差別        | 12. 性的少数者への差別            |
| 6. 外国籍の人に対する差別        | 13. 犯罪・非行を行った人への差別       |
| 7. HIV感染者・エイズ患者に対する差別 | 14. その他（ ）               |
|                       | 15. 受けたことはない、わからない       |

※法令や県総合計画の用例を踏まえ、以下「障害」と表記します。

【問3で、1～14に1つでも○をつけた方に】

問3-1 あなたやあなたのまわりの人は、その人権侵害に対し、どのように対応しましたか。（○はあてはまるものすべて）

- |                      |                    |
|----------------------|--------------------|
| 1. 相手に抗議した           | 6. 学校に相談した         |
| 2. 身近な人に相談した         | 7. 弁護士に相談した        |
| 3. 警察に相談した           | 8. 法務局・人権擁護委員に相談した |
| 4. 県や市町村などの公的機関に相談した | 9. 黙って我慢した         |
| 5. 民間団体・ボランティアに相談した  | 10. その他（ ）         |

問3-2 特にひどいと感じた人権侵害のケースについて、その内容を具体的に記入してください。

--

問4 あなたは、これまでに、次のような差別的な行動や発言をしてしまったことがありますか。(○はあてはまるものすべて)

1. 女性や男性に対する差別	8. ハンセン病元患者に対する差別
2. 子どもへのいじめ・虐待	9. 新型コロナウイルス感染者に対する差別
3. 高齢者に対する差別	10. 犯罪被害者に対する人権侵害
4. 障害のある人に対する差別	11. SNSを含むインターネット上での人権侵害
5. 同和問題に関係する差別	12. 性的少数者への差別
6. 外国籍の人に対する差別	13. 犯罪・非行を行った人への差別
7. HIV感染者・エイズ患者に対する差別	14. その他 ( )
	15. 特にない

## 女性の人権について

問5 あなたが、女性の人権が尊重されていないと感じるのは、どのようなことについてでしょうか。(○はあてはまるものすべて)

1. 売春・買春
2. 女性の働く風俗営業
3. 家庭内での夫から妻へのDV(暴力・暴言など)
4. 職場における性的いやがらせ(セクシュアル・ハラスメント)
5. 女性のヌード写真などを掲載した雑誌
6. 女性の体の一部や媚びたポーズ・視線を、内容に関係なく使用した広告など
7. 女性の容ぼうを競うミス・コンテスト
8. 「令夫人」「〇〇女史」のように女性にだけ用いられる言葉
9. 女性に対するストーカー(つきまとい行為)
10. 痴漢行為
11. その他 ( )
12. 特にない
13. わからない

問6 「男は仕事、女は家庭」という考え方がありますが、あなたはこの考え方に同感しますか。それとも同感しませんか。(○は1つだけ)

1. 同感する	2. 同感しない	3. どちらともいえない	4. わからない
---------	----------	--------------	----------

問7 あなたが、性的いやがらせ（セクシャル・ハラスメント）と思うものを選んでください。（○はあてはまるものすべて）

- |                           |                        |
|---------------------------|------------------------|
| 1. 「女のくせに」「女だから」などの言い方をする | 8. 宴会でのお酌やデュエットを強要する   |
| 2. 「男のくせに」「男だから」などの言い方をする | 9. 女性に雑用や私用を強要する       |
| 3. 女性の未婚・既婚・離婚などを話題にする    | 10. 卑猥な言葉をかけたり、猥談をする   |
| 4. 男性の未婚・既婚・離婚などを話題にする    | 11. ヌード写真などを貼ったり見せたりする |
| 5. 女性の容姿や年齢などを話題にする       | 12. じろじろ見たり、体に触れたりする   |
| 6. 男性の容姿や年齢などを話題にする       | 13. つきあいなどをしつこく誘う      |
| 7. 異性との交際について聞く           | 14. 特にない               |

問8 女性の人権を守るためには、行政はどのようなことに力を入れたらよいと思いますか。（○は2つまで）

- |   |
|---|
| 1. 固定的な性差別意識を変えるための啓発に力を入れる                                   |
| 2. 議員や管理職など意思・方針決定の場への女性の進出を促すため、女性優遇政策（ポジティブ・アクション）を積極的に導入する |
| 3. 女性が被害者になる犯罪の取り締まりを強化する                                     |
| 4. 男女平等に関する教育を充実する  |
| 5. 保護が必要な女性のためのシェルター（避難所）を充実する                                |
| 6. 男女がともに、働きながら、家事や育児・介護などを両立できる環境を整備する                       |
| 7. 女性の人権相談や電話相談を充実する  |
| 8. その他（ )   |
| 9. 特にない   |

## 子どもたちの人権について

問9 次にあげる子どもたちの人権問題で、特にひどいと思うものはどれですか。（○は2つまで）

- |                         |                  |
|-------------------------|------------------|
| 1. 児童・生徒の不当な仲間はずれや差別的扱い | 6. 親による自分の考え方の強制 |
| 2. 児童・生徒に対する教師からの体罰     | 7. その他           |
| 3. 髪型や服装を強制する校則         | ( )              |
| 4. 学校や部活動などでのリンチ、シゴキ    | 8. 特にない          |
| 5. 親からの虐待               |                  |

問10 近所の子どもが虐待されていることを知った場合、あなたならどうしますか。（○は1つだけ）

- |                               |
|-------------------------------|
| 1. 学校、警察、児童相談所、民生・児童委員などに通報する |
| 2. 直接、その家族に確かめてみる             |
| 3. 何か行動を起こしたいが、どうしたらよいかわからない  |
| 4. 自分には関係がないので特に何もしない         |

問11 子どもたちの人権を守るため、大人たちはどのようにするべきだと思いますか。特に大切と思うものを選んでください。(〇は2つまで)

1. 子どもが周囲から孤立しないような環境をつくる
2. 学校その他で、子ども同士のいじめを見逃さないようにする
3. 子どもの自主性を尊重し、親や学校の考え方を一方的に押しつけないようにする
4. 教師の体罰をなくすようにする
5. 部活動などで、行き過ぎた練習が行われないようにする
6. 子どもの人権を尊重する教育や啓発に力を入れる
7. 児童虐待の発見や解決のための体制づくりをする
8. 学校、家庭、地域の連携を強化する
9. その他 ( )
10. わからない

## 高齢者の人権について

問12 次にあげる高齢者の人権問題で、特にひどいと思うのはどれですか。(〇は2つまで)

1. 病気などになったとき、十分な介護や看護が受けられない
2. アパートなど住宅への入居を断られることがある
3. 日常生活を送るのに不便が多い
4. 家庭や地域社会から孤立している人がいる
5. 高齢者に対して周囲の人の温かい心が欠けている
6. 知識や経験を活かす場が乏しい
7. 経済的な保障が不十分な人がいる
8. 認知症等の高齢者に対する虐待
9. その他 ( )
10. 特にない

問13 あなたが、アパート経営者だとして、ひとり身の高齢者が入居を申し込んできた場合、あなたならどうしますか。(〇は1つだけ)

1. 他の人と同様に入居させる
2. 近くに家族が住んでいれば入居させる
3. 何かあった場合、周囲の人が迷惑するので入居を断る
4. 保証人がいれば入居させる
5. わからない



問14 高齢者の人権を守るため、行政はどのようなことを行えばよいでしょうか。特に大切だと思うものを選んでください。（〇は2つまで）

1. 高齢者への差別をなくすよう啓発を進める
2. 高齢者ができる限り自立した生活を送れるよう「在宅サービス」などの社会福祉施策を充実する
3. 身体機能の低下した高齢者にも優しいまちづくりを進める
4. 高齢者向けの住宅を確保する
5. 家族や隣人、ボランティアなど地域で高齢者を支えていく仕組みをつくる
6. 高齢者の雇用を促進する（定年制を廃止する等）
7. 医療保障、介護支援の促進
8. 高齢者の生きがいづくりを支援する
9. 身近な相談窓口や電話相談の周知・拡充を行う
10. その他（ )
11. わからない

## 障害のある人たちの人権について

問15 次にあげる障害のある人たちの人権問題で、特にひどいと思うものはどれですか。（〇は2つまで）

1. 希望する職業に就けない
2. 結婚をする際に周囲から反対を受けることがある
3. アパートなど住宅への入居が困難である
4. 日常生活を送るのに不便がある
5. 地域社会から孤立しがちである
6. 暮らしていくのに必要な情報が入手できない
7. 障害のある人に対して周囲の温かい心が欠けている
8. 経済的な保障が不十分な人がいる
9. その他（ )
10. 特にない

問16 職場で、障害のある人とない人が一緒に働く場合、あなたならどうしますか。（〇は1つだけ）

1. よい機会なので、一緒に仕事をしたい
2. 一緒に仕事をしてもかまわない
3. 職場に入るのはかまわないが、同じ仕事をやりたくはない
4. 他の人の負担になるので、できればやめてほしい
5. わからない

問 17 障害のある人たちの人権を守るため、行政はどのようなことを行えばよいでしょうか。  
特に大切だと思うものを選んでください。（○は2つまで）

- |   |
|---|
| 1. 障害のある人への理解や社会参加促進のための PR 活動の充実             |
| 2. 雇用促進など就労の援助                                |
| 3. リハビリテーション事業や訓練施設などの充実                      |
| 4. 保健・医療施設の充実                                 |
| 5. 障害のある人が使いやすいような道路、施設などの環境整備                |
| 6. 障害のある人が参加しやすいような行事の工夫と開催                   |
| 7. 家事援助など、日常生活のサービスの充実                        |
| 8. 障害者施設・サービスへのオンブズマン制度の導入                    |
| 9. 障害のある人が自己決定することを支援する仕組みの充実                 |
| 10. その他（ <span style="float: right;">)</span> |
| 11. わからない                                     |

**同和問題について** **「同和地区」とは、旧地域改善対策特別措置法に定めていた対象地域です。**

問 18 あなたは、県内にいわゆる同和地区（部落）と呼ばれている地区があること、あるいは「同和問題（部落差別問題）」などがあるのを知っていますか。（○は1つだけ）

- |          |         |       |
|----------|---------|-------|
| 1. 知っている | 2. 知らない | →問19へ |
|----------|---------|-------|

【問 18 で、「1. 知っている」とお答えの方に】

問 18-1 あなたが、いわゆる同和地区や同和問題について、はじめて知ったのは、いつごろですか。（○は1つだけ）

- |                                |
|--------------------------------|
| 1. 6 歳ごろまで（小学校に入る前）            |
| 2. 7 歳から 12 歳ごろ（小学生のころ）        |
| 3. 13 歳から 15 歳ごろ（中学生のころ）       |
| 4. 16 歳から 18 歳ごろ（高校生（旧制中学）のころ） |
| 5. 19 歳以降（その他）                 |
| 6. はっきりとおぼえていない                |

問 18-2 あなたが、いわゆる同和地区が県内にあることや、同和問題について、はじめて知ったきっかけは何ですか。（○は1つだけ）

- |                      |  |
|----------------------|--|
| 1. 家族（祖父母、父母、兄弟など）から | 7. テレビ・ラジオ・新聞・本などから                    |
| 2. 親戚から              | 8. 県や市町村の広報誌や冊子などから                    |
| 3. 友人から              | 9. 同和問題の講演会や研修会などから                    |
| 4. 近所の人から            | 10. その他                                |
| 5. 学校の授業の中で先生から      | ( <span style="float: right;">)</span> |
| 6. 職場の人から            | 11. はっきりとおぼえていない                       |

問 18-3 あなたは、世間の人々が、どういう場合に同和問題を気にしたり、意識しているとお考えですか。(○はあてはまるものすべて)

1. 結婚するとき
2. 人を雇うとき
3. 同じ職場で働くとき
4. 同じ学校に通学するとき
5. 隣近所で生活するとき
6. 同じ団体(町内会、自治会、PTAなど)のメンバーとして活動するとき
7. 飲食したり、つきあったりするとき
8. 店で物を買うとき
9. 仕事の上でかかわりをもつとき
10. その他( )
11. 特に意識してはいないと思う
12. わからない

問 18-4 同和問題について、あなたはどう考えますか。あなたのお考えにいちばん近いものを選んでください。(○は1つだけ)

1. 非常に難しい問題なので、できるだけ避けていきたい
2. 人間の自由や平等などにかかわる問題なので、国民(県民)全体で考えるべきだ
3. 同和地区の人々の問題であるから、自分には関係ない
4. あまりさわがず、そっとしておくのがよい
5. 特に関心がない
6. その他( )
7. わからない

問 18-5 あなたは次のような場合、自分はどうするだろうと思いますか。

(1) 日頃から親しくつきあっている職場の人や、近所の人がいわゆる同和地区出身の人であることがわかったとき……。次の中からあなたのお気持ちに近いものを選んでください。(○は1つだけ)

1. これまでと同じように、親しくつきあっていく
2. つきあいはかわらないが、いろいろ気を使ってつきあう
3. 表面的にはつきあうが、できるだけつきあいを避けていく
4. つきあいをやめてしまう
5. その他( )
6. わからない

(2) あなたにお子さんがいるとして、そのお子さんが結婚しようとしている相手が、いわゆる同和地区出身の人であることがわかったとき……。次の中からあなたのお気持ちに近いものを選んでください。(○は1つだけ)

1. 子どもの意思を尊重する
2. 自分がかまわないが、親類や世間への手前があるので、結婚させたくない
3. どうしても結婚させたくない
4. その他 ( )
5. わからない

(3) もし、あなたの親類や親しい人が結婚しようとしている相手が、いわゆる同和地区出身の人であることがわかったとき……。次の中からあなたのお気持ちに近いものを選んでください。(○は1つだけ)

1. 結婚は当人どうしの問題であり、他人が口出しすべきでない
2. 世間への手前があるので、できれば結婚をしないよう説得する
3. 結婚することに反対である
4. 自分には関係ないことなので、賛成でも反対でもない
5. その他 ( )
6. わからない

問 18-6 県や市町村では、同和問題を解決するために、啓発活動や同和教育を積極的に行っています。このことに関する(1)～(5)のことがらについてお聞きします。

(1) あなたは、県や市町村などで行っている、同和問題の講演会や研修会などに参加したことがありますか。(○は1つだけ)

1. 何回も参加した
2. 1、2回参加したことがある
3. 催しがあることは知っていたが、参加したことはない
4. そのような催しがあることを知らなかった

(2) 県や市町村では、新聞、テレビの他、さまざまな広報紙やパンフレット、小冊子などで同和問題をとりあげています。あなたは、そのようなものを見たり、読んだりしたことがありますか。(○は1つだけ)

1. 何回も見たり、読んだりしたことがある
2. 1、2回見たり、読んだりしたことがある
3. あることは知っていたが見たり、読んだりしたことはない
4. そのようなものがあることを知らなかった

(3) 啓発活動（講演会、研修会、映画会、広報等）について、今後どのようにすればよいと思いますか。（○は1つだけ）

- |                |                              |
|----------------|------------------------------|
| 1. 積極的にやるべきである | 4. やるべきでない                   |
| 2. ほどほどにすべきである | 5. その他（                    ） |
| 3. あまりやらない方がよい | 6. わからない                     |

(4) 現在、学校では、児童・生徒に同和教育を行っています。どんな教育だと思いますか。（○は1つだけ）

- |                              |
|------------------------------|
| 1. すべての子どもの学力向上のための教育である     |
| 2. 人権を尊重し、不合理な差別をなくすための教育である |
| 3. 同和地区の子どもの学力向上のための教育である    |
| 4. 社会科の歴史の中で扱っている教育である       |
| 5. その他（                    ） |
| 6. わからない                     |

(5) 学校での同和教育は、今後どうすべきだと思いますか。（○は1つだけ）

- |                             |
|-----------------------------|
| 1. 今後とも、積極的にやる必要がある         |
| 2. 学校内に同和地区をかかえた学校のみやる必要がある |
| 3. 特に行く必要はない                |
| 4. わからない                    |

問18-7 あなたは、同和問題を解決するには、どうしたらよいとお考えですか。重要だと思うものを次の中から選んでください。（○は3つまで）

- |  |
|--|
| 1. いわゆる同和地区の生活環境をよくする                            |
| 2. いわゆる同和地区の人々の収入を安定、向上させ、教育水準を高め、生活力を強くする       |
| 3. いわゆる同和地区の人々が、差別に負けず、積極的に行政や同和地区外の人々に働きかけていく   |
| 4. 学校教育、社会教育を通じて、差別をなくし、人権を大切にする教育活動、啓発活動を積極的に行う |
| 5. 差別をしたり差別を営利目的などに使うものを法律で処罰する                  |
| 6. いわゆる同和地区の人がかたまって住まないようにする                     |
| 7. いわゆる同和地区のことや差別のことなど口に出さしないで、そっとしておけば自然になくなる   |
| 8. 基本的人権を守り、真の民主主義の確立を目指す国民的運動を拡大、強化する           |
| 9. その他（                    ）                     |
| 10. わからない  |

## 外国籍の人たちの人権について

問19 外国籍の人たちの人権問題で、特にひどいと思うものはどれですか。（〇は2つまで）

1. 就職が困難である
2. 不当に解雇されたり、低賃金で働かされるなど労働条件が悪い
3. 結婚の際に差別を受けることがある
4. 町内会など地域社会の受け入れが十分でない
5. 店によっては入店を拒否されることがある
6. アパートなど住宅への入居が困難である
7. 暮らしていくのに必要な情報が入手できない
8. その他 ( )
9. 特にない

問20 外国籍の人が、あなたの隣に引っ越してきた場合、あなたはどのように思いますか。（〇は1つだけ）

1. よい機会なので、積極的につきあう
2. 普通につきあう
3. 隣に住むのは良いが、あまり関わり合いになりたくない
4. トラブルが起きそうなので、できれば引っ越してきてほしくない
5. わからない

問21 外国籍の人たちの人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。特に大切と思うものを選んでください。（〇は2つまで）

1. 外国籍の人たちの文化や生活習慣などへの理解を深める
2. 外国籍の人たちの参政権を認める
3. 外国籍の人たちのための就労の場を確保する
4. 外国籍の人たちの社会保障など保護を強化する
5. 外国籍の人たちのための住宅を確保する
6. 外国籍の人たちとの結婚に対する偏見等をなくす
7. 生活面の情報入手や相談ができるサポート体制の強化を行う
8. その他 ( )
9. わからない

## HIV感染者等の人たちの人権について

問 22 次にあげるエイズ患者・HIV感染者の人権問題のうち、特にひどいと思うのはどのような場合ですか。(○は2つまで)

1. 感染しているとわかった社員が会社を解雇される
2. 園や学校で、仲間はずれにされたり、よからぬ(悪い)噂を流される
3. 感染者や患者が病院で治療や入院を拒否される
4. 結婚を断られたり、離婚を迫られたりする
5. マスメディアで、興味本位や不正確な報道が行われる
6. その他 ( )
7. 特にない

問 23 職場の同僚が、エイズ患者・HIV感染者とわかった場合、あなたならどうしますか。(○は1つだけ)

1. 今までどおりにつきあう
2. その人が職場にいるのはかまわないが、いっしょに仕事をしたくない
3. その人には、できれば職場を辞めてもらいたいと思う
4. わからない

問 24 エイズ患者やHIV感染者の人権を確保するためには、行政はどのようなことを行えばよいでしょうか。(○は2つまで)

1. 患者や感染者のプライバシーの保護
2. エイズの実態についての正確な情報を提供し、エイズへの偏見・差別の解消に努める
3. 患者や感染者への適切なカウンセリングの実施
4. 保健所、医療機関における相談・指導や検査・治療体制の充実
5. その他 ( )
6. わからない

## ハンセン病元患者の人たちの人権について

問 25 次にあげるハンセン病元患者の人たちの人権問題のうち、特にひどいと思うのはどのような場合ですか。(○は2つまで)

1. 就職や職場で不利な扱いを受ける
2. 地域社会で仲間はずれにされたり、悪意ある噂を流される
3. マスコミ等によるプライバシーの侵害
4. 差別的扱い
5. その他 ( )
6. 特にない

問 26 ハンセン病元患者の人たちの人権を守るためには、行政はどのようなことを行えばよいでしょうか。（○は2つまで）

1. ハンセン病についての正しい情報の提供や、理解を深める教育・啓発
2. 元患者等の人権に関する相談体制の充実
3. プライバシーの保護
4. 就労機会の確保
5. 生活支援
6. 治療費等の援助
7. その他（ )
8. わからない

## 犯罪被害者等の人権について

問 27 次にあげる犯罪被害者やその家族の人たちの人権問題のうち、特にひどいと思うのはどのような場合ですか。（○は2つまで）

1. 犯罪被害者等に対する保障が不十分
2. 職場や学校、地域などで十分な理解が得られていない
3. 過度な取材等によるプライバシーの侵害
4. 周囲の人の無責任な噂
5. 捜査や裁判で、心理的・時間的・金銭的な苦痛を受ける
6. その他（ )
7. 特にない

問 28 犯罪被害者やその家族の人たちの人権を守るためには、行政はどのようなことを行えばよいでしょうか。（○は2つまで）

1. 犯罪被害者等の人権を守るための教育・啓発
2. 相談窓口の充実
3. 犯罪被害者等の安全確保（通報したことに対する仕返しなどの防止）
4. プライバシーに配慮した取材等
5. 捜査や裁判での配慮
6. 損害の回復や経済的支援
7. カウンセリングその他の保健・医療サービスなどの充実
8. 犯罪被害者等に接する警察、市町村・県など関係職員に対する教育・訓練の充実
9. 犯罪予防のための施策の充実
10. その他（ )
11. わからない



## インターネットによる人権侵害について

問 29 インターネットによる人権侵害のうち、特にひどいと思うのはどのような場合ですか。(○は2つまで)

1. 他人を誹謗中傷する表現が掲載されている
2. 差別を助長する表現が掲載されている
3. 出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっている
4. 捜査の対象となっている未成年者の実名や顔写真が掲載されている
5. ネットポルノが存在する
6. 知らないうちに個人のプライバシーが侵害されるような画像が存在する
7. その他 ( )
8. 特にない
9. わからない

問 30 インターネットによる人権侵害を解決するために、行政はどのようなことが必要だと思いますか。(○は2つまで)

1. 利用者やプロバイダー等に対してプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育や啓発
2. インターネットにより人権を侵害された人のための相談体制の充実
3. プロバイダー等に対し人権を侵害する表現や情報の削除を求める
4. 違法な情報発信者に対する監視・取り締まりの強化
5. その他 ( )
6. 特にない
7. わからない

## 性的少数者等の人権について

問 31 性同一性障害や性的指向をはじめとする性的少数者の人権について、現在どのような問題が起きていると思いますか。(○は2つまで)

1. 性的少数者に対する理解が足りない
2. 職場や学校で嫌がらせをされる
3. 差別的言動を受ける
4. 就職や職場で不利な扱いを受ける
5. アパートなどの住居への入居が困難
6. 店舗等の入店や施設利用を拒否される
7. じろじろ見られたり、避けられたりする
8. その他 ( )
9. 特にない
10. わからない

問 32 日頃から親しくつきあっている職場の人や、近所の人が性的少数者であることがわかったとき……。次の中からあなたのお気持ちに近いものを選んでください。(○は1つだけ)

1. これまでと同じように、親しくつきあっていく
2. つきあいはかわらないが、いろいろ気を使ってつきあう
3. 表面的にはつきあうが、できるだけつきあいを避けていく
4. つきあいをやめてしまう
5. その他 ( )
6. わからない

問 33 性的少数者である人たちの人権を守るため、行政はどのようなことを行えばよいでしょうか。特に大切だと思うものを選んでください。(○は2つまで)

1. 性的少数者への理解促進のための PR 活動の充実
2. 性的少数者のプライバシーの保護
3. 性的少数者のカップルへの偏見の解消
4. 性的少数者の生活や人権に関する相談体制の充実
5. その他 ( )
6. わからない

## 刑を終えて出所した人の人権について

問 34 刑を終えて出所した人の人権について、現在どのような問題が起きていると思いますか。(○は2つまで)

1. 更生した人たちに対する誤った認識や偏見が存在している
2. 就職や職場で不利な扱いを受ける
3. アパートなどの住居への入居が困難なこと
4. 結婚の際に周囲が反対する
5. インターネットで悪質な書き込みをされる
6. その他 ( )
7. 特にない
8. わからない

問 35 刑を終えて出所した人たちの人権を守るため、行政はどのようなことを行えばよいでしょうか。特に大切だと思うものを選んでください。（○は2つまで）

1. 立ち直りへの理解促進のための PR 活動の充実
2. 刑を終えて出所した人のプライバシーの保護
3. 刑を終えて出所した人の就労の場を確保する
4. 刑を終えて出所した人のための住宅を確保する
5. 刑を終えて出所した人の社会保障など保護を強化する
6. その他 ( )
7. わからない

## 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権について

問 36 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権について、現在どのような問題が起きていると思いますか。（○は2つまで）

1. 身体や居住移転の自由を奪われ帰国できない
2. 被害者及びその家族と一緒に生活する権利を奪われている
3. 未帰還の被害者の家族が、被害者に関する情報を得られてない
4. 被害者及びその家族に対し差別的な言動がある
5. 被害者及びその家族が興味本位で見られている
6. 拉致問題に関する国民の理解が足りない
7. その他 ( )
8. 特にない
9. わからない

## その他の人権問題について

問 37 これまでの人権問題のほかに、あなたが関心をもつ人権問題はどのようなものがありますか。(○はあてはまるものすべて)

- 1. アイヌの人々に関する人権
- 2. ストーカー被害を受けている人に関する人権
- 3. ホームレスの人たちの人権
- 4. その他 ( )
- 5. 特にない

【問 37 で、1～4に1つでも○をつけた方に】

問 37-1 (問 37 で選んだ項目の) 人権問題を解決するには、何が重要だと思いますか。ご自由にお書きください。

問 38 人権問題の解決のために、県に対してご意見・ご要望があればご自由にお書きください。